

文教委員会議録第二十四号

昭和三十一年四月三日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 佐藤觀次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 米田 吉盛君 理事 辻原 弘市君

理事 伊東 岩男君 北村徳太郎君

杉浦 武雄君 田中 久雄君

千葉 三郎君 塚原 俊郎君

並木 芳雄君 山口 好一君

河野 正君 小牧 次生君

高津 正道君 野原 覺君

平田 ヒデ君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部事務次官 竹尾 式君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房総務課長) 齊藤 正君

官房総務課長 石井 島君

三月三十日

紀元節復活に関する陳情書(山形市宮町千七百四十三番地山形県神社庁長青木仁蔵外二千四百六十八名(第四四三三号))

写真技能師法制定反対に関する陳情書(東京都千代田区神田小川町二丁目三番地全日本写真材料商組合連合会長富樫周夫(第四四四四号))

地方教育委員会の廃止等に関する陳情書(愛媛県議会議員長川口満義)(第四四五五号)

青少年保護のための法律制定に関する陳情書(愛媛県議会議員長川口満義)(第四四六六号)

地方教育委員会制度存続に関する陳情書(東京都新宿区四谷第五小学校内日本連合教育会理事長岸本千秋)(第四四七九号)

同外四件(高知県幡多郡白田川村白田川中学校小松操外四名)(第五〇九号)

地方教育行政の民主化に関する陳情書外一件(福井県丹生郡朝日町糸生小学校笠原艶子外十四名)(第四八〇号)

産業教育振興法の一部改正に関する陳情書(東京都千代田区飯田町一丁目十六番地日本産業教育協会山本佳男外四名)(第四九〇号)

学校給食費全額国庫負担に関する陳情書(福岡県町村議会議長会長梅野佐平次)(第五〇六号)

地方教育委員会の廃止に関する陳情書(福岡県町村議会議長会長梅野佐平次)(第五〇八号)

写真技能師法制定に関する陳情書(東京都新宿区四谷一丁目七番地日本写真文化協会会長伊東末太郎(第五二二三号))

地方教育行政の組織及び運営に関する法律等制定反対に関する陳情書外一件(福井県教職員組合丹生支部系生中学校分会高橋光信外一名)(第五二四四号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

この際申し上げますが、去る三月二十九日の委員会におきまして、その人選等につき委員長及び理事に御一任をお願いしました公職会の公述人につきましては、次の通り協議決定いたしましたので御了承を願います。

すなわち、長崎県知事西岡竹次郎君、全国町村会長関井仁君、埼玉県教育委員大野元美君、国学院大学教授北岡秀逸君、早稲田大学教授吉村正君、全教幹事長松沢一鶴君、地教委委員長宮沢八十二君、全国PTA会長塩沢常信君、朝日新聞論説委員伊藤昇君、日教組委員長小林武君、東京大学学長矢内原忠雄君及び元東京大学総長南原繁君、以上十三名でございます。

なお、公述人の選定等につきましては、御出席の都合等もあり、多少の変更のあります場合は、委員長及び理事に御一任をお願いいたします。

それでは、これより地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政に関する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括議題とし審査を進めます。質疑の通告

○高津委員 これは文教の面における実に大法案だと思っておりますが、この大法案を用意される場合相当の時間が必要なものだと思っております。この法律案の要綱ができたのは何月何日であつたか、それからその要綱を含めてこの法案の作成を文部省のだれを主任としてきめられたか、その担当者が命ぜられた日時はいつであつたか、これを承わつておきたい。

○清瀬國務大臣 この法案は高津さん御指摘の通り非常に重要な法案であります。かねがね私からお答えしました通り、わが党が昨年十一月結成いたしましたときには、大体の構想はきまつておるのであります。教育委員会制度については適当な改廃を行うということ、内部的には党としてはほ形はきまつておりますが、それを書面に書き表わして討議の資料としたのは一月の初めでございます。謄写版に刷つたのは、しかしながらそれ以来成文にするまでの間には相当の変更がございますが、要綱をいつごろ作つたかとおっしゃれば一月の初めとお答えするのほかならぬと思つております。これは党並びに内閣の重要政策でございますから、責任は私にあります。ここに事務折衝をいたしましたのは、ここにおります緒方初中局長でございます。

○高津委員 緒方初中局長に最初に命ぜられた日時を聞いておるのです。

○清瀬國務大臣 それは私が就任以来引き続いてございましてけれども、要綱のできましたのは一月の初めでございます。

○高津委員 二大政党が対立になり、今後は各町村にまで二大政党の支部がどんどんできていく。教育は中正なるべきものであるから、それへの影響ということがあるので、これはそのことのないようにせなければならぬ。すなわち大臣の予防措置論というものをこの間承わつたのでありますが、しかし自由党と民主党が合同されて統一されて、全国組織委員長のようなものをこしらえられる前から、この法案の用意は進んでおつたものと私は思ふ。だから去る二十八日の清瀬大臣の答弁というものは、あとからくつつけたへ理屈ではあるまいか、こう思うのですが、大臣はどうですか。

○清瀬國務大臣 あとからくつつけた理屈じゃございません。これはわが党結党以来の大きな考えの一つであります。文字はいろいろあとから修正はいりました。

○高津委員 そのようにその予防措置論というものが重要な原因であつたならば、提案理由の説明の中で、そのことを大きくうたわなければならぬと思ふ。それが入っていない。天下の形勢はこうなつていくのだ、町でも村でもかくなる以上はと、こうはつきりうたわなくちゃならぬ。そんなことは全くなくて、ネコで声で調和だ、調和だ

とこう言う。それから公正、中立、永続性というような——そのことをうたわなければいけません。

○清瀬国務大臣 提案以来私の答えたことには少しも変りはない。いまだに、事項を示してお問いがあつたから、お問ひに従つて答えておるのであります。終始一貫でございます。

○高津委員 今私の聞いたのは、予防措置ということがそんなに必要なのであれば、そのことを提案理由の説明の中になせうたわなかつたのか、こういう角度から聞いておるのです。それはものを明らかにするためですから、やっぱり答えてもらいたい。

○清瀬国務大臣 私の提案理由のうちにもおのずからそれは入つておるんですよ。

○高津委員 おのずから含まれるような、ニュアンスというやうなそんなものではない、主として第一にと、こう書き始めて入らなければこれはしょうがないでしょう。

○清瀬国務大臣 そこに私の提案理由をお持ちでしょうか。

○高津委員 持っています。

○清瀬国務大臣 その第二段目に「知事や市町村長は、申すまでもなく、民主的な公選による機関であります。本来独任制でありますから、教育のごとく中立を要求せられる事務については、別に合議制機関をもって事務を担当せしめる必要がありまう。こうあるのです。すなわち独任制であるから、やはり中立を要求する教育の事務については、一方に偏せぬやうに合議制をもつてやる必要がある」といふことは、中立が危うくされないやうにするという意味でありますから、予防と

いう言葉を使つてもちつとも差しつかへはない。今中立が侵されてしまつてはおりませんけれども、委員会を置して一つにすれば中立が侵されるから、それを防ぐためといふことでございませう。何も違つたことじゃない。なお深くお聞きになりますから、またそれだけ掘り下げて私は答えておるのであります。

○高津委員 それではまた別の方面から聞いてみますが、日韓合併という言葉があるのですが、これは実際には日本の朝鮮併吞であつたわけですから、朝鮮民衆の反感を少なくするために、また外国からあれこれ介入されるのを防ぐために、併吞といわないで、日韓合併と言つた。これは間違ひのないことである。これは間違ひのないことである。

○清瀬国務大臣 調和といふのは、調和と合といふことなんです。両方の権限が調整されておる。また二本建予算を出すのをやめまして、町村長が教育委員会の意見を聞いて——聞く以上は尊重するであつた。そうして一つに合して出すのですから、調和と合の本旨にかつておる。調和と合の調和をはかるために出したと提案理由の説明の中で言われておる。それから、事実は教育委員の公選制を上げるに、任命制に切りかえてしまつた。

○高津委員 今までの法律では和合調を整を欠くものがあつたが、この法律ならば和合調整ができるやうなわけです。大臣の口からはつきり聞かなくて

○清瀬国務大臣 一々の具体例を出すことは遠慮いたしますけれども、今の教育委員会の和合調に、府県の段階においては和を欠いた事例があります。市町村の段階においても、ややとものと和を欠いたものであります。これを皆さんが御覧下されば、人間の界のことでありますから絶対とは言へませんけれども、今日よりは改善されることは私は疑いを持っておりませう。きつとよくなります。

○高津委員 今も申し上げるやうに、一般行政と教育行政との調和をはかつたといふのならば、教育委員会の一方

○清瀬国務大臣 調和といふのは、調和と合といふことなんです。両方の権限が調整されておる。また二本建予算を出すのをやめまして、町村長が教育委員会の意見を聞いて——聞く以上は尊重するであつた。そうして一つに合して出すのですから、調和と合の本旨にかつておる。調和と合の調和をはかるために出したと提案理由の説明の中で言われておる。それから、事実は教育委員の公選制を上げるに、任命制に切りかえてしまつた。

○高津委員 今までの法律では和合調を整を欠くものがあつたが、この法律ならば和合調整ができるやうなわけです。大臣の口からはつきり聞かなくて

○清瀬国務大臣 一々の具体例を出すことは遠慮いたしますけれども、今の教育委員会の和合調に、府県の段階においては和を欠いた事例があります。市町村の段階においても、ややとものと和を欠いたものであります。これを皆さんが御覧下されば、人間の界のことでありますから絶対とは言へませんけれども、今日よりは改善されることは私は疑いを持っておりませう。きつとよくなります。

○高津委員 和を欠く場合の問題の解決策といふものは、教育委員会と一般行政の地方自治体とが和を欠く場合には、片一方の権限をどんどん縮小して従属関係に置けば、今後はそれでもう調整和合してうまくいくのだという、こういう解決策ならば、議会と行政府とが争う場合には、議会の権限を絞つてしまふばこれで調整和合できるのだ、あなたの考えはそういう理念で終始一貫しておるやうに思ふのであります。これは調和ではない、征服したのである。力による征服である、こう思ふのです。速記録を冷静にあたふととで読んでいただきたい。力によつてということでは話合ひでも何でもありません。相手を切りきざんでここに調和成れり、こういふので、どうも筋が通らぬやうに思ふので……。

○清瀬国務大臣 そんなことはございせん。相手を切りきざむなどいふやうな、そんな荒っぽいことはここにちつともございせん。やはり教育委員会の意見がよければこれを町村長は尊重いたします。町村長の御忠告がよければ教育委員会はこれに従うし、こういふことでうまく教育をやつていこうというので、命令服従の文字は書いてないのです。やはり調和と合の精神でいつていただかなければならぬと思ひます。

○高津委員 精神一到何事か成らざらん、両方の心得が教育第一、教育尊重であれば両者の見解は必ずまとまるものである、（清瀬国務大臣）その通りです（と呼ぶ）それじゃ精神的な説教をいしてあげば、法律は前の通りで心だにまことの道にかなへないでいふ。精神でどうにもならないから法律

というもので規制せなければならぬので、あなたは心がけがよくなれば法律は少々悪くてもうまく調和がとれていくものだと言う。あなたは法律を専門にする人で、法治国で、これは立法院であつて、法の不備は精神主義で補うのですか。

○清瀬国務大臣 法律の手の届かぬところはやはり道徳精神によるのほかにありません。実際に今度の法案の目次を見て下さい。別段の罰則規定をこしらえておらぬのです。しなかつたら処罰するとか命令するとかいうそういうふうな建前ではなくして、地方行政の組織を合理的にしてこれを円滑に運営することを目的としておるのであります。どうぞ御了解願いたいと思ひます。

○高津委員 貴重な時間ですからそれはまた角度を変えて聞くことにしますが、文部大臣の措置要求権というものがあつたわけでありまして、その措置要求権の内容を例をあげて説明してもらいたい。これ以上は含まないという全貌を示してもらいたい。残つちいけませんよ。残すところなく。それ以外は適用しないというならそれでいい。な答弁ですよ、あなたの説明だけで。

○清瀬国務大臣 これは本法の五十二條に書いてあるのでございます。国が法律で義務教育制をしております。以上は、教育基本法に基いてはば均整したる教育が国内にしかねなければならぬことはもちろんのことでございます。それが十分にいけない場合には、いけないといつてすぐ命令とか処罰とかいふようなことはいたしませんけれども、しかしどうかこうありたいといふことを示しまして、このようにし

て下さい、こういうことでございまして、別に悪いことをしておるなどというところは少しもございせん。この法律も昔の法律と違つて意を尽して書いてあるのでございます。すなわち教育に関する事務の管理執行が法令に違反していることを政府は見つてはうて置くわけにはいきません。直接法律に違反したとはいへぬでも、程度が著しい教育本来の目的に沿わない、これを座視するわけにいきませんから、これを座の方でこつやつて下さいという措置を要求するのでございます。

○高津委員 法令の規定に違反しておる場合は違法という言葉で尽きるわけですか。しかしそのほかに著しく適正を欠いておる場合、またこの法案の文句を使えば教育本来の目的達成を阻害しているものがあると思つて、これを認めるのは文部大臣ではないですか。また都道府県の委員会じゃないですか。それを認めるのは政党的、あなたのような頭を持った人間がそれを判定するのですよ。そこに危険があるとわれわれは言うのですよ。それだから文部大臣の措置要求権というものはおそろしいものであつて、あなた自身がそういうような頭でおられる。あなたのお考えはわれわれはもう拝聴したのでありますが、あなたのような人が、ああこれは著しく適正を欠いておる、これは教育の本来の目的達成を阻害しておるものであると言ひに違ひないです。この法律がまだ通過しない前から勝手なことをおつしやつておるのだですよ。これ以上おそろしいことはないですよ。こういう刀をあなたに与えるということとは、これは青竜刀どころじゃないですよ。そして措置要求権の

内容を、それはあなたの頭でできることであるから、次に現われるのがまたあなた以上かも知れない。われわれは大達さんをすでに知つておるし、安藤正純氏をすでに知つておるし、松村さんはややおとなしかったのですが、今度あなたがまたさらにその上をうんと出てこられたので、われわれは驚いておるのではありませんが、それであなたが認定されるのだから、その措置要求権たるものは強いものでしょう。それを伺ひます。

○清瀬国務大臣 結局日本の国の構造はこうなると思ひます。私は認定を誤まつて間違つたことをするといひますれば、責任内閣でありますから、国会に対して責任を持たなければならぬ。日本の主権は国民にある。それはその最高機関であります。それに対して責任内閣ができておるので、あやまちましたら国会の不信の決議で私が弾劾されるのであります。そういう構造になっております。教育が目的に反しておるのに、非常にも不道徳になつておるのに、それを見ておれというわけにいきませんから、そこで責任内閣が行政の責任を持つ。もつともそれをもまた間違つておるとしたら、結局あなたの方の作つておられるこの国会で弾劾していただく、そういうことで運行するのであります。

○高津委員 自分は自分の判断で認定をするんだ、それが悪いのかいは国会がきめるのである。だから国会に多数を持てばそれをあくまでも擁護する場合があるですよ。たとへば今の小選挙区法について、天下の何人も太田自治庁長官の出しておる小選挙区制案というものは不都合だといつても、議会の

の多数がそれを擁護しておるんだから不信任案は通りやしないですよ。次の総選挙にまたねばならぬ。その総選挙の場合に、あまりアメリカ、アメリカと、アメリカの大使みたいなことを言うから、岡崎さん個人が落ちるといふことはあるかも知れぬが、党としてやほり数を持つておれば、あなたの認定を、私からいへば確かにこれは間違ひだと思つていても、多数でそれを擁護すれば、その人の地位はずつと続くわけですよ。それでは多数さえ持つておれば、その認定は全部正しいんだという議論をあなたはしておられることになるですよ。法律の形式論だけからいへば僕はそうなると思ふんですが、それでいいんでしょうか。

○清瀬国務大臣 原始的な議論をするようでありませうけれども、多数々々といひまして、やはり問題の価値にやります。メリットによるです。非常に私があやまちをすれば、与党の議員諸君もさっぱり私を支持して下さいませう。多数政治といひまして、私の価値いかによること、私が気違いじみた教育行政をやれば、あなたが国会で不信任して下さいなれば通すと思ひます。与党の方も場合によつちや私を除名してしまふかも知れぬです。でありますから、必ずしも数だけのものではありせん。国会政治はやはり投票は数で数えまされども、それに至るまでは、問題の価値というものが非常に支配するものではないか、私はかように考へておるのです。

○高津委員 国会では二大政党の対立で、多数と少数とがきまつておるか、大ていの場合には多数が勝つが、事柄のいかんによつては少数の不信任案がある特定大臣に向けられる場合に、少数派が勝つ場合もあり得る。全くもうめつたにないことを想定して答へておるのであります。現在の小選挙区法を出しておる太田自治庁長官に不信任案をわれわれが出す。事柄の価値からいへばきつめて重大で、これ以上誤まつたことはないと思はれるけれども、その太田長官に対する不信任案が通るはずがないですよ。だからあなたの誤まりは、あなたの党派はよくよくの場合でなければそれを見捨てないで清瀬を守つていく、こういうことだと私は思ふんです。それではこの法律は非常に危ない法律である、あなたにそういう解釈権を与えるのですから……

○清瀬国務大臣 一々私が反対の答えをして済みませんけれども、太田自治庁長官の場合には、あの案は閣議できめ、また政務調査会でもこれを認めてから出したものでございまして。今問題になつておるのは文部大臣が判断を誤まつて間違つた措置要求をした、地方の学校で道徳を守つておるのに、道徳なんかやめてしまへといふたような間違つたことを私が独断でやつたという事件が起つた時分にどうかというので、この措置はあらかじめ覚悟するものではございせんから、非常に間違つた措置要求を私がしたとするならば、問題の値打ちによつては国会の監督権は十分に発動するものと私は思つております。

○高津委員 大臣はこの法律案の提案理由の説明の中で「第一に」とうたつて、「地方公共団体における教育行政と一般行政との調和を進めるとともに、教育の政治的中立と教育行政の安

三

定を確保することを目標といたしまして、と、教育の政治的中立をうたつておられるのであります。それで教育の政治的中立が教壇において侵された、あれはどうも日本的でない、こういうので、あなたがその場合に措置要求とすることをされるのかどうか、それを聞いておきたい。

○清瀬國務大臣 五十二条に、地方公共団体の長と教育委員会に対して出すとありまして、学校の教室内のことを直接に書いてはおりません。

○高津委員 それではまた角度を変えてお尋ねしますが、この法律案は中央集権化であろう。文部大臣は提案説明のときにそれを証明いたしておるのではありません。指導強化という言葉もあれば、今のどの文章を見てもそういうことが現れております。しかしわれわれから見ると、NHKに対する統制の企てが現れてきたのであるし、農業団体再編成の企ても、元の農業会のようなものを日本に復活して、思いのままに引き回そうとする、そういう企てであった。幸いにして今あらかた骨抜きになりましたけれども、青年学級に少しばかり国から補助金を出して、国がそれに見合う以上の権利を持ってそれに発言をしている。どこからどこまでも、われわれから見ると、政府は何か物のけにつかれたかのように、統制強化的な行為が最近非常に多いのであります。それを推進している役者は何かといえ、戦前、戦中に有力な政治家として躍った人々がその衝に当って、また大いに張り切りボーイになって、この危険性をこの法案に私は最も強く感ずるものであります。中央集権でないと言われれば私は

指摘しますが、これは中央集権でしう。その点をお伺いします。

○清瀬國務大臣 それはものの見方でございまして、教育の水準維持とすることを考えている以上は、だれか水準維持をするものがないならぬ。しかしながら戦前のような指揮命令といった荒っぽい方法は使わないで、渾然一体とした教育制度を作ろう、そういうのでございまして、現行の教育制度におきまして、高津さん御承知の通り、教科書は国の方で検定いたしております。それからまた教育指導要領というものを、主として学校教育法の二十条等から出たものであります。国でもって一定の水準を作つて、全国にこれをしておるのであります。地方分権という言葉がどこまで響くかは知りませんが、各学校は町村では作りますけれども、法律にありまする通り、全国民のためにやっておるのです。その町村だけの単位でやるのじゃないのです。それゆゑに教育、ことに今は義務教育のことをあなたもおっしゃつておられると思いますが、義務教育の性質として、全国的な水準を維持する必要があると、全国的な水準以上は、適当なる指導、助言でこれを進めていくというところは余儀ないことか、かように思つております。

○高津委員 ものの見方の違いである、全国的に教育の水準を保つ必要があるから中央に強い権力を持たねばならぬ、こういう御説明であつたように聞いたのであります。現在の制度で学習指導要領のようなものがちゃんとあつて、規格は与えてあるのであるから、全国的にそんなにでこぼこができるようなことはないと思われ、大臣は今のではない、もっと中央集権的にしなければいけないのだ、こういうお考えでしようか。

○清瀬國務大臣 それは程度の問題でございまして、世の中は現在に満足せず、よりよきものを始終念願して進まなければなりません。

○高津委員 中央集権にしていくなが、日進月歩でだんだんものを改善する一番有力な方法だ、こういうように受け取つていいですか。

○清瀬國務大臣 今日の教育を悪いと言つて誹謗するのじゃございせんけれども、まだまだよりよき教育を私どもは念願しておるのであります。

○高津委員 国民はこのような中央集権的なことがあらゆる行政の面に現われてくるので、この傾向を非常に心配しておるのであります。国民が何をそんなに心配するのだと文相は認めておられるか。一國の文教を指導する大臣が、そういう国民の憂えとすると、こゝろがちつとも憂えにならないようなことでは困るのであつて、そんなに国民がみな心配しておるのは、何を心配しておるのであるのか、おわかりになつていなければならぬと思ひます。それを大臣の口から承りたい。

○清瀬國務大臣 国民の全体を平均することは非常に困難なことではございするが、やはり父兄の方々は、戦後の教育にいいところもあるが、はなはだ足らぬところもある。新聞などで報道されるものは九牛の一毛でございするけれども、中には学校で集团的に万引した学校もございするし、卒業式の日に、片手に卒業証書を持ちながら先生をなぐつたという学校もございするし、いろいろと私は日本の父兄諸

君が心配されておることがあらうと思ひます。いかなる場合でも、進歩をしようと思つて、現状維持の人ばかりこれに反対をするのです。今まで教育委員会に籍を置いた人は、えてして今の教育委員会がよかつたとはお考えになる場合もありません。これは了といたしますけれども、先に進もうという、多少のレジスタンスは免れませんので、私はそのうちの一部分は、やはり誤解も手伝つておると思ひまして、この委員会が皆さんが適切な御質問をして下さり、われわれがこれに対して説明するといったようなことで、国民の誤解も逐次解けていくのではあるまいかと思つて、この会に出席することを楽しみにいたしておるのでございします。

○高津委員 文部大臣は、国民が憂いておるところのものは、集団万引だとか、卒業式の当日に証書を片手に持ちながら恩師をなぐつたというようなことを、父兄も国民も非常に苦々しく思つておると言われるが、これは私の質問に対する答えになつていないので、私の質問は、文部大臣の発言の端々に現われる、あるいはまたこの法案に現われる、あるいは他の法案にのぞいておるところのファッショ性というか、中央集権性というか、とにかく与え過ぎた民主主義を戻せよといつて、失地回復の運動をやる勢力がここに大きく現われてきた、これに対して国民は何を憂えとしておるのであるのか。ファッショという言葉は不適当かもしれませんが、このファッショ的な傾向の進行に対して、進歩のためだから反対は予期したところである、お答えはどのように承つたのであります

が、そういうのでなしに、このような中央集権の行き着くところはどこなんだらうか、私をして答えさせないやうに、国民は何をこの傾向に対して憂えておるかということ、あなたの口から聞きたいのであります。

○清瀬國務大臣 日本国民、わけても父兄の教育に対する心配は、私の言葉は足りませなんだが、先刻申し上げた通りであります。われわれの政治をファッショと見られるのは非常な間違ひです。われわれはその反対で、自由主義者でございまして、自由を守るために、法律の各条々に氣をつけておるのでもございします。政治思想としては、他の思想、統制思想の政治もあるのではありません。しかしながら自由を守らうとすれば、やはり一定の自由を守る法則がなければなりません。ただほつといたら弱肉強食になります。それゆゑに、ほんとうの自由が守られる限度の規制はしなければならぬのです。われわれをファッショとおっしゃることは非常な間違ひです。この間の大学教授あたりの声明を見ても、非常に誤解されておるのであります。この法律また他の法律も、終始貫く血液は自由主義でございします。

○高津委員 自由主義といふものは、国民みずからが投票して教育委員をきめるといふことであつたものを、今度は上から任命制にする、この次は知事がまたそうなるらしいとみんなおそれておるのであります。そういうようにすることが自由主義の本来の姿であり、自由主義とは、人民に与えてある權利を次第に縮小するものである、こういう面もあるのでございまいしょうか。

○清瀬國務大臣 それは違つておるん

です。今、上から任命とおっしゃるけれども、昔の官僚政治のように上から任命じやありませんで、教育委員会——町村自治体は一つのエンティ

ティでしよう、家と同じことなんです。そうして町村長は、町村民が選挙した町村長さんです。町村会議員は、町村民が選挙した町村会議員、それが

あることをきめることは非民主的でありましようか。この民主的の機構によつて教育委員会を構成するのであります。たびたび言うことでもあります

が、直ちにこれを公選にするということは中立を保つという趣旨に適合しないという問題があるのです。選挙は必ずしも直接じやないといけないという

ことはあります。問題は非常に違ひますけれども、たとえにすることを許し下されば、一番民主主義国であるアメリカの大統領はどうです。直接公

選じやございません。でありますから、それ一つにかかわつておるとい

ことは、あまり一本調子なものの方で、現実の現象は森羅万象いろいろと違つたものでありますから、それに適

応するのを作るのが立法者の任務であります。何もかも選挙ならそれでいいのだといったような一本調子には参らないのです。あなたの方のような経験に

たけた方は御了解下さると思います。(笑)

○高津委員 米国の大統領の場合は、宣戦、議和の権限からありとあらゆるものが集中しておるわけなんです。あ

の場合には間接選挙もまた可なりで、日本の総理大臣もやはり間接選挙でし

よう。直接の投票によつて民意を教育委員会に反映せしめるのと、それか

ら自治体の長がその議会の同意を得て任命するのと二つある場合に、どっち

がより民主主義的であろうか。これはきわめて明白に、任命よりは直接公選の方が公平に民意を代表し得る、こ

うことが言ひ得ると思うのです。それはきわめて明白だ、常識的でさへも

ある。それをあなたはどういう論理でひっくり返されるのですか。

○清瀬國務大臣 民主主義は人民による人民のための政治なんです。「よつて」ということばかりをつかまえる

あるいは直接選挙の方がすぐれたように見えますけれども、中立という人

民のためにすることも加味しますと、今のやり方も民主主義には反してお

りません。どちらがいかに言へば、すべての場合とは言いませんけれども、

教育委員の場合は、今われわれがとおる方が民主主義であつて、最もい

い制度だと確信しておるのであります。

○高津委員 民主主義の解釈の中で、「のために」という部分はいかなる専制主義者も使用し得る用語で、他のもう一

の言葉が必要なんです。「のために」は任命の方がかえつていいのだ——「のために」というのはファシストや

ナチスやら封建時代のいろいろな政治家が一番好んで使つた言葉であつて、その部分はあなたたちを守る武器にな

らないで、悪い印象を与えますよ。(笑)

言する者あり) 今大臣ならぬ人の意見も耳に入つてきますけれども、しかし任命の方が直接選挙よりもより人民の

ためになるのだ、と大臣は人民の水準を非常に低く評価している。ヨーロッパの民主主義が本格的に日本に迫つて

きて、それをみんな呼吸して、新しい民主主義の精神革命を経て、そうして戦後の政治家が出てきた。私も戦前の

議会にいなかつたのです。加藤精三さんあるいは九州からは坂田道太さんという若き政治家が出てくるという

うに、戦後の政治家が寄つて、多少手探りのところもあったが、民主主義の殿堂を日本に苦心惨たんして打ち立てたのだ。ここに藤原代議士も田中代議

士もおられるが、みんな戦後派なんです。よ。(笑) そうして苦心惨たん、彫骨一代この建築物ができた。これが日

本の民主主義態勢なんです。辻原君しかり……(高津君しかり)と呼ぶ者あり。(笑) 僕も例外ではない。それ

を今あなたのような人が現われて、変つたイデオロギーで横車を押しておられるように思うのだが、少しも反省することなく、悪ければ不信案を出してみれば議會がこれを決定する——

あなたの場合は半分憲法問題の担当大臣としてやつておられたのです。野党が本會議にちつとも不信案を出さな

いの、その半分を与党が消してしまつたという実例がある。そのことは非常に権威のある体験のこもつた御発言だと私は思いますけれども、いつもそんなうまい工合にいかないです。野党が出せば与党が感情的にそ

れを擁護して……。それで角度を変えて質問をいたします。教育にとって一番大事なこと

は環境であらうと思う。教壇に立つ五十万人の義務教育諸学校の教師たちが、中正でないことをやるからそれで間違

いがあるのではなくて、私は原因がほかにあると思うのです。今も集団万引をやつたとか、卒業式になつたとか、許すことができないような極端な

例をもつて議論をされるが、きょうの新開を説めば、きょうはどうです。警官が七十人もで、双方分れてその一方を分担して、ビールびんでなぐる。あ

なたの論法で言へば、何か法律を要するに、(笑) 何が教育の妨げになるかといへば、上に立つものが汚職、疑獄をやつて、大蔵汚職の底をつけたとい

うような論文が出るようになり、そしてどんなに不人気でも小選区制を押し切ろうとする、こういう政治が行わ

れ、一方農の仕事をつかさどつてゐる河野農林大臣にサラブレッドの疑惑の雲がかかり……(八つ当り質問だ)と呼ぶ者あり) いや、そうではないです

よ。それからレモンの疑惑の雲がその上にかかり……(次は砂糖だ)と呼ぶ者あり) 次に今度はほんとうに命取りになるという砂糖の疑獄がまたその人をおおつてゐる。およそこ

うことがある場合に、教育への影響というものは……(君の方には図書館というものがあつた)と呼ぶ者あり、(笑) それも恥かしいものと思ひます。

われわれの政党内にも裏心くじつしたる場合もあるんですよ。あるが、大臣が次から次へいろいろな、選挙違反をまだ清算していないとか、あるいはそ

ういう問題が出る場合には、教育は全く非常な影響を受ける。閣議において文部大臣の発言は、文部省の予算をと

るというこのほかに、こつこつとやうな閣僚があつては教育に非常な支障を来たすので、こつこつと文教の責任者としてこつこつと問題を発言できないものですか。私は発言をすべきものだと思

う。何もかも教員の責めにし、特別な事例を引っぱり出してきて、それじや

法律も必要だろうと、しつうと思はせるようなことになし、もとをただすところがなければならぬと思うのであります。汚職と文教行政の關係をあなたに聞くのであります。

○清瀬國務大臣 閣議において文部大臣もほかの大臣もすべて均等に国政全般について発言はできます。またいたしております。わけても国民道義の問題は非常に大切でございます。また政界の肅正は、これも高津さんおっしゃる通りであります。今御指摘のいろいろな問題が、ほんとに政界の弊害として実際にあるかないかは私は知りませんけれども、しかしながら政界の弊害にかかわらず、政界を肅正して、国民が政治家に向つて信頼をするといった状況が出ることを心から希望いたしてお

ります。

○高津委員 それでは最後に、文部省で出しておるところの文部広報の三月二十三日号を私配付を受けて今読んでみたのでありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、問、教育行政の中央集権を招くといわれてい

るが、答、そういう中央集権を意図するものではない、ということを書いて、その大見出しには「中央集権ではない」と書いてある。

それではこつと終りの方を読んでみますと、「教育長の任命について、文部大臣なり都道府県教育委員会なりの承認を要することや、小・中学校の教職員の人事を都道府県教育委員会が行

う等の措置がとられてゐるのはこのためである。教育委員会や地方公共団体の長の事務処理に法令違反等の事由がある場合には、文部大臣が必要なる正

措置を要求することが規定されてゐる

五

が、地方分権といえども法令違反等が許されるわけではないから、そうした事由がある場合にその是正の措置をとることは、あなたが中央集権と呼ぶべきものではないであらう。それから今度二、三行飛んで中央集権を意図するものでも、招くものでもない。われわれはこれは中央集権を招くものだと

言うんですよ。また議会で論争の最中に、これが質問もまだ続行しているのに、こういうような文書を、税金の中から大量に印刷をして振りまくということとは、何らかの法律に違反すること

じゃないですか。法律の名前を言えは義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、こういう法律があります。前に保守党の諸君がしやにむに国会を通過させたあの法律に違反しやしないでしょうか。

○清瀬國務大臣 この広報の発行は、教職員の政治的中立を確保する法律には違反いたしておりません。政府並びに文部省で出した法律案の内容を、世間によく知らしめるための報道は当然のことでありまして、しなかつたらわれわれの怠慢でございます。

○高津委員 これは学校や教育委員会に配付されたかどうか。

それからもう一点は、このようなことは、これを解明して広報活動をしなれば、政府としての怠慢になると思われるが、野党がこれは中央集権であるといっておるのに、中央集権でないという意見を学校などにどんどん配る、教育委員会などに配るということ

は、さっき言った長い名前の政治的中立確保に関する臨時措置法は、行政の府にある者もみんな守るようになければいかぬでしょう。一方的な見

解をそういうところへどんどん押し込めようというところは、少くともあの法律の精神に反することであると思えるが、これに対する大臣の所見いかん。

○清瀬國務大臣 配付先については局長より答弁いたします。

○總務府委員 この文部広報は市町村の教育委員会には参ります。

○清瀬國務大臣 義務教育諸学校における教育の政治的中立を確保する臨時措置法は、特定の政党を支持する目的で教員を主たる成員とする団体が教員に対して教唆扇動する場合——これは必ずしも教員を主たる成員とする団体に對してじゃございせんが、われわれは、政府で提案をして法律になる可能性もあろうというものの内容を、教育委員会の皆さんに知ってもらうために、広報活動をするということはこの法律のちやうど外と思っております。

○總務府委員 ただいまの大臣の御説明を補足いたしまして、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の規定について申し上げたいと存じます。これは第三条に規定がございまして、この法律の取締りの対象といたしておりますのは、第三者が一定の目的をもちまして、ただいまお話しのごさいますように、学校の職員を主たる構成員とする団体の組織または活動を利用いたしまして、義務教育諸学校に勤務する教職員に對して、その教員が児童生徒に對して、特定の政党等を支持させ、またはこれに反対させる教育を行う、こういうことを教唆または扇動してはいけないという禁止規定を設けてまして、これに對して罰則の規定を設けたのがこの法律でございますので、先ほど御指

摘の点はこの法律に当たらないことになり

○高津委員 これは一定的な解釈である。政府の説明で特に問題点となるのは、この法案でどういふ点かといえ

ば「教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反して」と認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるときは、という点の方にこそいよいよ大きな問題が含まれております。そういう場合に文部大臣が措置要求をする、こういうことになりまして、不適正というところの一番問題点があるのであります。この印刷物についてはさういふ点でなしに、法令違反等の事由がある場合には、一番大事なところを等

の字の中にばんとはめて隠してある。これを読んだら、しるうとは法令違反があれば措置要求するのは当りまゝだと言ふだらう。ところが不適正なものが入っている。その認定をするのは文部大臣自體なんだから、そこに問題がある。教育の本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるときは、措置要求に出る。それをあなたが認めるのですから、問題はそこにあるのだ

が、そんな不適正なものまで扱うのだというのを全然伏せておるのです。等という字に伏せておるのだらうが、そんな解説を流されては困る。まだこれは審議中です。一方的な見解を流すことは、政治道徳上私は悪いと思うのです。

○清瀬國務大臣 この文章が拙劣であるかいは別といたしまして、大体世間で知ろうと思つておる今日のこの法案の内容を解明したものであります。

それからこういうことで高津さんと論争するわけではありませんが、五十二條は不適正だけではいけない。この措置要求は不適正かつ教育の本来の目的達成を阻害するといふ二つ一緒にならぬとやれませんか。教育本来の目的は教育基本法でありますから、これを阻害してはやはり違法なんです。不適正で教育基本法にも反しておる、この二つなんです。もう一つくつてしまつたら、結局違法ということに一口に言つても、それは間違ひではございせん。文章を簡にするために書かれたものと思ひます。

○高津委員 問題点があるところを、文章を簡にするために等字で入れなかつたといふのは、法律論では通るでしようが、それは文章が下手とか上手とかいふのではないに、官僚のずるさというものであつて、等の字が一番大事なことだ。ちゃんとほじくつたら中に入つてしまつたといふ手品のように入つてしまつたものがある。それから、関連があるから、私の質問はこれでやめます。

○辻原委員 関連。ただいまの文部広報の問題であります。これは聞き捨てならぬ、見過しのできなない重要な問題であります。と申しますのは、かつて二法律審議の際にも、文部省は同様の提案をした。法律の内容について、これを全国的に宣伝これ努めるといったような形の頒布を行つた事例があるのではありません。ただいま高津委員から指摘いたしました内容も、私ずから指摘いたしました内容も、やはりこれは問題がある。今高津委員は、二法律の問題を中心にして詰問せられましたが、私は、二法律以前に文部省が出

されたのですから、大臣の権限において出したと判断いたしますが、こういふたしるものを大臣が出される権限は一体どこにあるか、この点を一つ明確にしておいていただきたい。少くとも私が了解をし、かつ法律でずっと見た範囲においては、もちろん文部省には広報課があつて広報活動を行ふ事実

は認めますけれども、しかし今日この法案をめぐつて、国会において、それぞれ各派においても見解が違ふ。同一の党派においても、必ずしもここに言つておるやうに法律全体のすべての部分にわたつて、中央集権にあらず、またいかなる観点からも公選を任命に切りかえることがきつめて民主的であるといふやうな見解は、事実上としてどうなるかはわからないけれども、国会論議の過程において、すでに決定的な、民主的な、任命方法であり、中央集権ではないといふやうな、こういうことが政府の一機関である文部省の責任において行へるかどうかが、そういうことがもし行へるならば、農林省においても防衛庁においても、すべて広報活動なりと称して、国会の審議を待たずして、みづから立案をして法律の内容について、国民に宣伝した方向に持つていくこととなるのであります。こういうことは差しつかえありませんと堂々と答弁される大臣の非常識を疑ふ。いかなる権限に基いてこれは行なつたものであるか。単なる文部広報で、文部省が指導できる範囲の解説といふやうなものであるならば、これは問題にするに足りません。しか

それからこういうことで高津さんと論争するわけではありませんが、五十二條は不適正だけではいけない。この措置要求は不適正かつ教育の本来の目的達成を阻害するといふ二つ一緒にならぬとやれませんか。教育本来の目的は教育基本法でありますから、これを阻害してはやはり違法なんです。不適正で教育基本法にも反しておる、この二つなんです。もう一つくつてしまつたら、結局違法ということに一口に言つても、それは間違ひではございせん。文章を簡にするために書かれたものと思ひます。

○高津委員 問題点があるところを、文章を簡にするために等字で入れなかつたといふのは、法律論では通るでしようが、それは文章が下手とか上手とかいふのではないに、官僚のずるさというものであつて、等の字が一番大事なことだ。ちゃんとほじくつたら中に入つてしまつたといふ手品のように入つてしまつたものがある。それから、関連があるから、私の質問はこれでやめます。

○辻原委員 関連。ただいまの文部広報の問題であります。これは聞き捨てならぬ、見過しのできなない重要な問題であります。と申しますのは、かつて二法律審議の際にも、文部省は同様の提案をした。法律の内容について、これを全国的に宣伝これ努めるといったような形の頒布を行つた事例があるのではありません。ただいま高津委員から指摘いたしました内容も、私ずから指摘いたしました内容も、やはりこれは問題がある。今高津委員は、二法律の問題を中心にして詰問せられましたが、私は、二法律以前に文部省が出

しこれは国会審議における重要法案として書かれ、しかもあなた方自身もここに重要教育法案なりと命題を打って書かれている。いかなる権限においてやったかを明確にしていたかなければ、今後及ぼす影響はきわめて大であると思います。大臣、どうですか。

○清瀬国務大臣 冷静にお聞き願いたいのであります。文部省設置法の第五條第十号の「所掌事務の周知宣伝を行うこと」というのが法律の根拠でありまして、なお文部省組織令の第三十五條には、広報課というものが置かれまして「広報課においては、左の事務をつかさどる。一、文部省の政策及び文教に関する諸制度の趣旨の普及徹底に関すること。二、報道事務に関すること。三、文部広報等を編集し、及び頒布すること。四、文部省の定期刊行物（文部省著作教科書の出版権等に関する法律の適用を受けるものを除く）の出版について連絡調整すること。」という法規がございます。この教育二法案については、院内においてもこの通り、院外においても中正なる大学教授その他が議論の対象としておられますが、悲しいかな、対象とするところの法案自身が世間あまり知られておりませんので、この際報道事務に関するところの範囲で、広報課がこの案の内容を世の中に知らしめるというところは当然のことでありまして、むしろ文部省設置法ではさようなことをすべきことを命じておるのでございます。

○辻原委員 私は文部省が設置法に定められた広報活動を行なうてはならぬということを言っているのではないのであります。またその設置法の第五條

の四の「所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること」、またそれに関連して周知徹底せしめる行為、こういうものを取り上げて悪いと言っているのではない。だから文部広報は従来出しておったけれども、私が問題にしたことはございせん。ただ一回あるのは、かつて二法律のときに、今日のと同様の趣旨でもってその内容が掲載されておった問題を私は詰問いたしたことがあるだけでございます。問題はこう

いった内容、いわゆる法案の成り行きが国会においても論議され、それぞれ見解を異にし、国会の審議を通じてでなければ法律の解釈というものが明確にならない。そういったものを事前に取り上げて一方の解釈を、これを文部省の責任において宣伝していくという行為が、文部省の広報活動を尋ねておる。それが文部省の広報活動として許される行為であるかというところを考えて、そのことを私はあなたに詰問をしておるのでございます。どうでございせんか。ここで中央集権ではない、任命制は民主的な方法である、これは文部省の一つの解釈ではありませうか。しかし法案が文部省の責任で提案されておるのではございせん。政府の責任で提案されておる。私はこれが自民党なりないしは内閣自体が責任を持っておりやなさることであるならば、これはここでしか問題にしないではないでございせん。しかし一機関が独自の見解に基いてこうした広報活動

を、単なる通常ありきたりの業務執行であるというそのものに隠れておやりになることを問題にしているのではありません。この及ぼす影響は実に甚大です

よ。どうでありますか、どういうことを考えて書いてもそれは広報活動の範囲になると大臣は強弁されるのですか。

○清瀬国務大臣 今日の民主政治はひとりここで論議するのみならず、国民全体が主要なる政治問題について発言し、論議するのが民主政治のあり方でありまして、しこうしてこの広報課は私の担当しておる文部省の活動の一つで、やはりこれについては私は責任を負います。しこうして提案者がこの意味で提案をしておるというものを世の中に知らせることが悪いのでしうか。またわれわれの意見が悪かったら世間で非難して下さい。よかったですらサポートして下さい。政府並びに文部省が今回の案はこういう意味でございましてということを世の中に表明するということとを禁止してしまふ、文部省の方は言うな、おれの方は攻撃してやろうというのじゃ、これは不公平な話です。これは何にも討論はしておらぬです。この案を私がここで説明する以上のことにはちっとも入っておりません。私はあなた方と討論をいたしたりしません。常に質問に対して答えておきます。あなた方の意見を反駁する場じやございせん。私がここで質問に対してお答えをしておる範囲もちつとも出ておらぬです。これはあたりまゝと思ひます。官報にも速記録にも出ておるのです。その一部分を参照して「重要教育二法案の問題点を説明」と言っておるのです。これを説明するなというものは、これは御無理の御主張だと思ひます。

○辻原委員 私は大臣の御意見は承服いたしました。なぜならば、文部省が

出したからどのような宣伝活動も、こう考えたんだから行なうていい、こういう議論が成り立つとあるならば、少くとも行政府、立法府あるいは司法府といったような三権分立の精神なんというものは私はこわされると思う。行政府というのは法律で定まった範囲のことを行政執行すればよろしい。その定まった法律の解釈を周知徹底させることが任務なんです。しかし今おやになさっていることは、立法府がまだ決定を見てない範囲のものであります。国会がみずからそれぞれの政党の立場において宣伝することならばいいかようにもなすってよろしい。もし大臣の議論をもつて言わしむるならば、これは今後行政府はそれぞれ自分が考えたことを、かりに法律の案件として国会にかかっている最中といえども、その考えを周知徹底せしめることがより行政府としての責任の遂行であると考えて、どんどんそういうことをおやりなさるということになれば、一体どういうことになるにせう。行政府によって立法府あるいは世論の動向というものが大きく左右されるというところは現実じやありませんか。そういうことをしないと

ところに先ほど大臣の述べられた、かりに自由というような問題を取り上げて、おのずからそこに制約があるということをわれわれ黙って聞いていたわけなんです。世の中の機軸というものは、おのずからそれがあるわけなんです。それが提案したのだから、裁判所の検事さんが検事で論告することをおれはこれを自分の側に世論を引きつける必要があるからといって、至るところで自分の立場を強調することをやっ

てごらんない。これは世の中の秩序が乱れるものとす。例が多少違ふけれども、それと同じことなんです。どうですか、大臣。

○清瀬国務大臣 あなたのお言葉の前の部分に、どのような活動でもいいということは承服したいとおっしゃったが、私もそんなことは言ったことがない。どのような活動でもいいと言ったのはありません。問題を制限して、この文書これ自身が常軌を逸しておるかどうかを論ずれば、きょうはいと思います。

もう一つの言わなければならぬことは、法律ができてしもうてからでない広報活動はできぬと私は解釈しております。（辻原委員）そういうことおっしゃったのです。（辻原委員）いやいや、あとで説明する（と呼ぶ）法律のできるまででも、国民が注目しておる問題については正直に広報活動をする方が私はいいと思つておるのです。問題は、ここに書いてある文書が、これが常軌を逸して、政府として、また政府の機関としてすべからざるものであるかどうか問題であります。

○辻原委員 私は法案を広報の中へ載せてはいけないということを言ったのは先ほどから言っていない。一方の見解に基いて法律にある種のニュアンスを与えるような、そういう一つの表現の仕方、そういう編集というものは、これは越権であり、常軌を逸したとは言ひません。しかし、そういうことは文部省の広報活動の範囲外であると言っている。こゝへ法律をかりに載せるとするならば、何ほでも載せる方法があ

るじやありませんか。法律の内容を載せればよい。法律の内容を知らしめればよい。そうしてそれによつて適當なる判断を国民に求めればよい。それを何ですか、この表題は。「中央集権ではない」「民主的の任命方法」こういうことは文部省の行方広報活動の範疇外である。一つの例を申し上げましょう。選挙の際に頒布してならない文書というものがあつた。その中に事実をそのまま公正に載せておる文書であるならば、これは大臣も御承知のように選挙法の違反には問われません。しかしながらそこにある種のニュアンスを織り込んで、そのことによつて投票を得しめようという行為においては、いかにあなたが強弁されていような答弁を裁判所に百万だら繰り返す。あなたのようなつばな弁護士が裁判所に行つて今のような答弁を百万だら繰り返そうとも、その行為は許されないものであります。あくまでも客観的に、事実をそのまま列挙する場合において、初めて選挙において文書として頒布することを許されるのであります。それとこれは同じことです。

○辻原委員 その答弁も私はおかしいと思う。文部省が文部省と言われているが、法案の提出者は政府なんですよ。しかもこの間の高津委員の質問にあなたは答えて、それぞれ文部大臣といえども農林大臣といえども、すべては連帯の責任を持つておるのであります。政府の名において法案を提案しておる、こういうことを言つておる。こういう活動がある程度必要とあるならば、これは内閣ではありませんか、政党内閣ではありませんか。それならば差しつかえないでしょう。また一般にできるだけそういうことを徹底せしめた方がいい。しかし一般に徹底せしめる方は、国会が公聴会もやり、国会が世

論を聞いて、法律についてきめるのであります。それを行政機関である文部省が、国会の行方いわけの世論を聞いてきめるという行為を行うのは、越権行為ではございませんかと私は申しとおる。だから法案が中央集権であるとかないとか、教科書の国定化の意図であるとかないとかいうことは別個の問題であります。だから、私は中央集権ではない、この確信を置いているから、そのことを知らしたからそのことをやめた、かりにその気が善意であつたとしても、やつていいことと悪いこととは、善意、悪意は問わないと私は思ふのです。少くともあなたは法律家であつた。善意であつたとしてもあるいは悪意に基くとも、法に抵触した場合、その権限の範囲を逸脱した場合において、法は処分を求めるのであります。だから中央集権であるとかないとか、あるいは国定化の意図であるとか、ないとか、そういう考え方があつたからこれはやりましたということでは、答弁になりません。これは文部省の権限のちから外にある表現の仕方であり、その表現をもってこれを頒布するということとは越権の行為ではないか、こう私は言うのです。先ほど御説明をいただきましたが、設置法の中にある組織令、その中にある政策の浸透とかなんとかいうことも、行政部門ごとによだねられた政策であります。文部省が政策を立案し、その政策を遂行するなどということになれば、文部省だけあればよい、国会も要りません。しかし法律あるいは組織令にかかつておる言葉の範疇というものは、おのづから行政府として制限された範囲の中におけるその政策を意味しておる。その

の宣伝を意味しておる。そういうことではこれは答弁にはなりません。御答弁を願います。

○清瀬國務大臣 今お聞きすると、国会も要らぬとおっしゃつたけれども、私は国会も要らぬとは考えておらぬのです。印刷物を見て下さい。そこでは批判の声を聞かれるおまな問題点について立案の趣旨をここに紹介しよう。立案の趣旨として私が国会で責任を持つて答弁いたしましたその答弁の要約をここに書いておるので、立案の趣旨を説明しますと、一体文部省と説明しておるのです。一体文部省といつたところが何も政府のちから外のものではないのです。やはり政府の行政を分担し、従つて私の答弁を補充するために文部省の官吏がこへ来ておるのであります。こういうことができれば国会は要らぬのだと議論を放たれますけれども、今日の国会制度はこれで行く運んでおると、私はかように思つております。

○辻原委員 人の言葉の端をとらえて言うが、私はあなたが政策を遂行するためにこういう活動をしていいんだとおっしゃつたから、文部省自身がそういうちから外な政策遂行をやることでございぬならば、あなたは国会も否定した考え方はないかと私は言つた。またあなたは今立案の趣旨を解説したにとどまるんだからそれはいいんだ、こういうふうにおっしゃつた。しかし立案の趣旨といふものは少くともあなたがとりまゝ国会に提案されたあの提案理由の中にあるわけですよ。ところがニュアンスといふものは出ておる。だからそれをどう解釈するかは、

これは国会がこれから議論をしてやるのであります。それに先走つてこういうような二つの意見に分れておる一方の見解をとつて宣伝をするということとは、幾ら強弁をされても、この法律に對して一方の世論に傾けるようなそういう宣伝活動を文部省が行なつておるというその事実を曲げることはできないであらうませんか。しかしこれはあなたがあくまでも差しかえないという強弁をされたとあらば、やりとりは並行線でありまして、これ以上は申し上げませんけれども、少くとも公正に判断される者があるならば、あなたのような答弁はならぬと思ひます。いずれまたその他の事例とも比べて、さらにこの問題について大臣のお考えを追究いたす機会もあるうかと思ひますので、時間もありませんから今日はこの程度にいたしておきます。

○佐藤委員長 午前の会議はこの程度にし、午後一時五十分より再開いたします。

この際休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時二十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。小牧次生君。

○小牧委員 清瀬文部大臣に質問をいたします。

午前中の審議の際に、大臣は本法案の審議に際して答弁については楽しみにして出席しておる、こういう御答弁でございましたので、私も安心して御質問を申し上げたいと思ひますが、先

論を聞いて、法律についてきめるのであります。それを行政機関である文部省が、国会の行方いわけの世論を聞いてきめるという行為を行うのは、越権行為ではございませんかと私は申しとおる。だから法案が中央集権であるとかないとか、教科書の国定化の意図であるとかないとかいうことは別個の問題であります。だから、私は中央集権ではない、この確信を置いているから、そのことを知らしたからそのことをやめた、かりにその気が善意であつたとしても、やつていいことと悪いこととは、善意、悪意は問わないと私は思ふのです。少くともあなたは法律家であつた。善意であつたとしてもあるいは悪意に基くとも、法に抵触した場合、その権限の範囲を逸脱した場合において、法は処分を求めるのであります。だから中央集権であるとかないとか、あるいは国定化の意図であるとか、ないとか、そういう考え方があつたからこれはやりましたということでは、答弁になりません。これは文部省の権限のちから外にある表現の仕方であり、その表現をもってこれを頒布するということとは越権の行為ではないか、こう私は言うのです。先ほど御説明をいただきましたが、設置法の中にある組織令、その中にある政策の浸透とかなんとかいうことも、行政部門ごとによだねられた政策であります。文部省が政策を立案し、その政策を遂行するなどということになれば、文部省だけあればよい、国会も要りません。しかし法律あるいは組織令にかかつておる言葉の範疇というものは、おのづから行政府として制限された範囲の中におけるその政策を意味しておる。その

の宣伝を意味しておる。そういうことではこれは答弁にはなりません。御答弁を願います。

○清瀬國務大臣 今お聞きすると、国会も要らぬとおっしゃつたけれども、私は国会も要らぬとは考えておらぬのです。印刷物を見て下さい。そこでは批判の声を聞かれるおまな問題点について立案の趣旨をここに紹介しよう。立案の趣旨として私が国会で責任を持つて答弁いたしましたその答弁の要約をここに書いておるので、立案の趣旨を説明しますと、一体文部省と説明しておるのです。一体文部省といつたところが何も政府のちから外のものではないのです。やはり政府の行政を分担し、従つて私の答弁を補充するために文部省の官吏がこへ来ておるのであります。こういうことができれば国会は要らぬのだと議論を放たれますけれども、今日の国会制度はこれで行く運んでおると、私はかように思つております。

○辻原委員 人の言葉の端をとらえて言うが、私はあなたが政策を遂行するためにこういう活動をしていいんだとおっしゃつたから、文部省自身がそういうちから外な政策遂行をやることでございぬならば、あなたは国会も否定した考え方はないかと私は言つた。またあなたは今立案の趣旨を解説したにとどまるんだからそれはいいんだ、こういうふうにおっしゃつた。しかし立案の趣旨といふものは少くともあなたがとりまゝ国会に提案されたあの提案理由の中にあるわけですよ。ところがニュアンスといふものは出ておる。だからそれをどう解釈するかは、

これは国会がこれから議論をしてやるのであります。それに先走つてこういうような二つの意見に分れておる一方の見解をとつて宣伝をするということとは、幾ら強弁をされても、この法律に對して一方の世論に傾けるようなそういう宣伝活動を文部省が行なつておるというその事実を曲げることはできないであらうませんか。しかしこれはあなたがあくまでも差しかえないという強弁をされたとあらば、やりとりは並行線でありまして、これ以上は申し上げませんけれども、少くとも公正に判断される者があるならば、あなたのような答弁はならぬと思ひます。いずれまたその他の事例とも比べて、さらにこの問題について大臣のお考えを追究いたす機会もあるうかと思ひますので、時間もありませんから今日はこの程度にいたしておきます。

○佐藤委員長 午前の会議はこの程度にし、午後一時五十分より再開いたします。

この際休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時二十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。小牧次生君。

○小牧委員 清瀬文部大臣に質問をいたします。

午前中の審議の際に、大臣は本法案の審議に際して答弁については楽しみにして出席しておる、こういう御答弁でございましたので、私も安心して御質問を申し上げたいと思ひますが、先

論を聞いて、法律についてきめるのであります。それを行政機関である文部省が、国会の行方いわけの世論を聞いてきめるという行為を行うのは、越権行為ではございませんかと私は申しとおる。だから法案が中央集権であるとかないとか、教科書の国定化の意図であるとかないとかいうことは別個の問題であります。だから、私は中央集権ではない、この確信を置いているから、そのことを知らしたからそのことをやめた、かりにその気が善意であつたとしても、やつていいことと悪いこととは、善意、悪意は問わないと私は思ふのです。少くともあなたは法律家であつた。善意であつたとしてもあるいは悪意に基くとも、法に抵触した場合、その権限の範囲を逸脱した場合において、法は処分を求めるのであります。だから中央集権であるとかないとか、あるいは国定化の意図であるとか、ないとか、そういう考え方があつたからこれはやりましたということでは、答弁になりません。これは文部省の権限のちから外にある表現の仕方であり、その表現をもってこれを頒布するということとは越権の行為ではないか、こう私は言うのです。先ほど御説明をいただきましたが、設置法の中にある組織令、その中にある政策の浸透とかなんとかいうことも、行政部門ごとによだねられた政策であります。文部省が政策を立案し、その政策を遂行するなどということになれば、文部省だけあればよい、国会も要りません。しかし法律あるいは組織令にかかつておる言葉の範疇というものは、おのづから行政府として制限された範囲の中におけるその政策を意味しておる。その

の宣伝を意味しておる。そういうことではこれは答弁にはなりません。御答弁を願います。

○清瀬國務大臣 今お聞きすると、国会も要らぬとおっしゃつたけれども、私は国会も要らぬとは考えておらぬのです。印刷物を見て下さい。そこでは批判の声を聞かれるおまな問題点について立案の趣旨をここに紹介しよう。立案の趣旨として私が国会で責任を持つて答弁いたしましたその答弁の要約をここに書いておるので、立案の趣旨を説明しますと、一体文部省と説明しておるのです。一体文部省といつたところが何も政府のちから外のものではないのです。やはり政府の行政を分担し、従つて私の答弁を補充するために文部省の官吏がこへ来ておるのであります。こういうことができれば国会は要らぬのだと議論を放たれますけれども、今日の国会制度はこれで行く運んでおると、私はかように思つております。

○辻原委員 人の言葉の端をとらえて言うが、私はあなたが政策を遂行するためにこういう活動をしていいんだとおっしゃつたから、文部省自身がそういうちから外な政策遂行をやることでございぬならば、あなたは国会も否定した考え方はないかと私は言つた。またあなたは今立案の趣旨を解説したにとどまるんだからそれはいいんだ、こういうふうにおっしゃつた。しかし立案の趣旨といふものは少くともあなたがとりまゝ国会に提案されたあの提案理由の中にあるわけですよ。ところがニュアンスといふものは出ておる。だからそれをどう解釈するかは、

これは国会がこれから議論をしてやるのであります。それに先走つてこういうような二つの意見に分れておる一方の見解をとつて宣伝をするということとは、幾ら強弁をされても、この法律に對して一方の世論に傾けるようなそういう宣伝活動を文部省が行なつておるというその事実を曲げることはできないであらうませんか。しかしこれはあなたがあくまでも差しかえないという強弁をされたとあらば、やりとりは並行線でありまして、これ以上は申し上げませんけれども、少くとも公正に判断される者があるならば、あなたのような答弁はならぬと思ひます。いずれまたその他の事例とも比べて、さらにこの問題について大臣のお考えを追究いたす機会もあるうかと思ひますので、時間もありませんから今日はこの程度にいたしておきます。

○佐藤委員長 午前の会議はこの程度にし、午後一時五十分より再開いたします。

この際休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時二十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。小牧次生君。

○小牧委員 清瀬文部大臣に質問をいたします。

午前中の審議の際に、大臣は本法案の審議に際して答弁については楽しみにして出席しておる、こういう御答弁でございましたので、私も安心して御質問を申し上げたいと思ひますが、先

はど文部省が出しました文部広報についていろいろ質問があり、また御答弁がございました。これも私は非常に重要な問題であると考えております。もう一つ、私が重要であると考えている問題がございまして、まず初めにその問題について大臣に御質問いたしたいと思うわけでありますが、これは法案の内容には直接関係はございません。しかし非常に重大な問題であると考えますので、あえて大臣の御見解を伺ってみたいと考えております。

それは三十一年度の予算の中に、この秋に行われるべき教育委員会の選挙の費用が計上されておられない。なぜ予算に選挙の費用が計上されなかったか、これを伺いたしてみたいと思うのであります。

○清瀬国務大臣 予算を提案しましたところには、すでに教育委員会は選挙によらない方がよろうという政府の方針がきまつておりまして、行わない選挙の予算は必要なしと考えたのであります。

○小牧委員 大体今のうちに答弁されるだろと考へましたけれども、一応正式にお伺いいたしてみたいわけでございます。しかし私どもはただいまの大臣の答弁では納得できません。明らかに法律が現存しており、まだ成立もしておらないこの法案が果してどうなるか、審議の過程において今秋行われるべき選挙の費用をすでに予算から取りはずしたという態度は、なるほどあなたの方の覚悟は多分ございましてから法案を出せば通過する、従って選挙は要らない、なるほど事務的にはそういうことも言えるかと考へます。しかしながらこの態度は、少くともわが国が法治国

家であり、法治主義に立つ以上、また清瀬文部大臣は法曹界の権威であり、また弁護士であられ、法律を尊重し、たつとばなければならない仕事に携わつておられる方でありまして、法治主義と国家と、あるいは議会、こういうような観点から今回とられた態度はわれわれは納得できないのであります。

この点については中央公論の三月号の巻頭言というところに、いろいろ批判をした論文が掲載されております。お読みになったかどうかわかりませんが、少くとも中央公論はわが日本でも一流の総合雑誌であらうと私は考へております。従いまして多少内容は長くなりましても、一応ここでその巻頭の論文を朗読いたして、さらに文部大臣の御見解を伺つてみたいと考へるわけであります。こう書いてあります。

「伝えられるところによると、この秋予定されている教育委員公選の費用は、こんどの予算に計上されてないとのことである。おそらく政府の腹は通常国会で、教育委員会を改選する法案を提出し、その通過を、多数派の威力で強行することになるから、その経費は不要と考へたためであらう。官庁としては、はなはだ時宜に適した便利な措置といわねばならぬ。」

だが、日本を法治国家と考へ、議会の政治の国と見ているわれわれ国民にとって、この措置ほど奇怪なことはない。なぜなら、第一に教育委員会は現に存在し、これに関する法律も決して消えてないからである。鳩山内閣は、もし委員会の公選が存続するとなれば、予備費をもってその費用に充当する意図であらうが、これは、まつた

く本末を顛倒した議論といつてよい。なるほど、教育委員の公選を廃する声は、政府・自民党・自治体のなかにある。だが、これに反対する世論も、新聞雑誌を通じてすくなくない。改選法案が提出されるという事実を認めても、それが当然法律になるとは、国民は必ずしも考へていない。いまもし同様に賛否の両論が闘わされている自衛隊についても、これを廃止する案が、何宛かによつて上程されるとしたら、政府は、自衛隊法を無視して、その経費を予算に計上しないつもりであろうか。まさか政府提出法案だけが、予算の面で適及効を有しているなどという珍説を、法曹生活の永い清瀬文相が抱いているとはおもえない。法律がある以上、その費用は予算に含まれねばならぬ。廃止になったとき、はじめて削除するのが正道である。その意味で、こんどの措置は明かに法律を蹂躪するものである。

けれども、われわれその批判すべきより重要な点は、この法律無視の背後にある議會輕視の思想である。多数党を背後に擁する政府の提出した法案ならば、その内容の正邪を問はず、かならず法律になるという思ひ上った態度がこれである。ここでは野党の社会党はもとより、自党の陣笠議員をも、意見のない投票人形と見なしている。これでは、せつかくの民主議會も、法律を製造する自動機械と異なるところはない。

こうした態度と思想が、教育委員の公選を廃し、文部省の威令を全国各地の学校に振り撒くこんどの措置を生み出したのである。現に教育委員会の改選について、かんじんの児童生徒の父

兄からは、なにひとつ賛成の声は挙つていない。あるものといへば、文部省や府県市町村の行政上の便宜だけである。その便宜が、法治主義の無視と議會の輕視に結びついているとすれば、国定教科書と教育勅語の復活は、あと一歩である。こういう論文が三月号に掲載されておるのであります。従いましてなるほど先ほどの文部大臣の御答弁に、ここに書いてあります通り、法治主義と議會という立場から本問題を考へてみますときに、われわれは現在ある法律は、あくまでもこれを尊重しなければならぬ。もしこの尊重の念がだんだん薄れて参りますと、次第に官僚の力が増大して参つてくる。結局は官僚に議會の勢力がその地位を譲るという弊害を再び引き起さないとは、これは断言できないと思うのであります。われわれはあくまでも國會は最高の機關である。この權威を守るためには現存する法律はあくまでもこれは順守して、そうして正しい立場において運用して参らなければならぬ。そういうことから申しますと、現在審議されているこの法案は果して通過するの

かしないのか、これもわからないのに、すでに予算からこれをとりはずすということは、これは明らかに法治國家の建前から法律を輕視いたしておる、かように私は信ずるのでございします。もう一度大臣の御見解を承わりたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 中央公論の記者は、国会法及び國會の運営を御承知なかつたから、そういうことになつたのです。今では予算と法律案の關係は、戦前からあります。同時に均衡を

得て出すのであります。それゆゑに政府が選挙をしないでもないという法律案を出す時分には予算からこれを削るのです。また逆に今までなかった法律でも、予算の無い法律案を出そうと思へば、法律案と同時に予算に計上するのであります。審議する期間、一カ月か二カ月の間はちよつと不ぞろいにはなりますけれども、今の國會法の運営としてはそれより仕方がないのであります。法律案が通つてしまつてから予算案を出すのじゃ、四月五月の後になります。この間通過したる予算案でも、それに伴う法律はまだできておりはしません。そういうことになりまして、戦前から政府の確信をして出さうという法律案と予算とは、法律ができる以前から一致して並行して出すのが、これが今の國會法の運営でございします。

○小牧委員 なるほど法案を提出されます以上は必ずこの法案は通すという建前から提案をされるのでありましようが、しかしながら過去の例を見ますと、必ずしもそうではなかつたかと私は考へております。たとえば第二十二特別國會におきまして、鳩山内閣がその面目にかけても成立させようとして努力いたしましたが、あなたの關係しておられた憲法調査会法案あるいはまた國防會議の構成に関する法案、あるいはまた自治法の一部を改正する法案、こういういふ非常に重要な鳩山内閣の看板といふべき重要な法案は、審議未了その他によつて成立をしておりません。それが今度の教育委員会に関する法案だけが必ず通る、そういうことはどういふことによつてそういうふう

お答えになるのか、もう一度伺いたいのである。

○清瀬國務大臣 今申した通り並行して出すので、前国会の憲法調査会法を出した時分に、まだ通らぬうちに、わずかの予算でありましたが、予算を二百万円か何か出しました。二つ並行して出しておるのであります。中途国会の審議の結果、その法案が通らなかつたら予算は執行できないということと終るのであります。これはどの案でもそうなんです。

○小牧委員 先ほど中央公論の論文を読みました、その中にも書いてありますが、しからば政府が出した法案だけがそうであるとお考えになるのか。これにも書いてある通りに、かりに自衛隊の問題についても、これを廃止する法案が上程された。もとより政府は出さないでしょうが、もしかりにそういったものが上程されたら、これを予算に計上しないことになるかどうか。しからば政府が出したものは初めから通るから予算に計上しない。ほかの党がもし同じような法案を出した場合に果して予算を計上しないかどうか、この関係についてもう一度伺いたします。

○清瀬國務大臣 法律案と予算案は並行して出しますが、予算案を出したためにこの法律案はきつと通るといふ受け合いをしているわけではない。予算は文字のごとく予定でございます。○小牧委員 もちろん予算は予定でございます。従って現に法律がある以上、まず予算に計上しておいて、そうしてからに法案が成立したした場合に初めてこれを予算から削除する、これが当りまえの態度であらうと思ひます。

が、今の御答弁やまたこの法案の提出の仕方、こういうものをいろいろ考えてみますと、御承知の通り予算は衆議院は二月二十八日に通過いたしております。ところがこの法案が提出されたのは三月八日であります。あとである。従ってこれは初めから通るものだ。法案もまだ提案されない前に予算から削られてすでにこれが成立いたしておる。これは法治国、法治主義と議會という関係から考えて決して正しい態度ではない。やはり法律を尊重し、法治国家という建前から考えるならば、とにかく法律がある以上は予算に計上しておいて、これが成立した場合に初めてこれを削除する、削減する、これが私は正しい態度であらうと信じております。こういふいろいろな重大な法案を、まだ法律が提案されない前にすでに予算から削除したり、あるいは出せば通るのだ、こういうような態度で臨むこと自体が、法案作成に當ってきわめて非民主的な態度である。法案の中に暴露する大きな原因であらうと私は考えておりますが、さらに大臣のお考えを承わりたいのであります。

○清瀬國務大臣 言葉に拘泥するのじゃございませんが、法治国家というのはできた法律を執行する場合のことでございます。政府が立法でこういう立法をしよう、それと同時に予算案を並行して出そうという時分には、改正せんとする古い法律を基礎とするのじゃなくして、改正されるべく予期しておる法律に沿う予算を出すのでございます。これが日本の国会法の趣意で、国会法に従うことが法治主義なんです。

○小牧委員 先ほどの文部広報の問題といふあるいはまた今の選挙費の問題といふ、政府がやるのならは大抵のものによろしい、こういうような思ひ上った態度、また法治国家の法律をじゅうりんするこの態度は、与党の中ではそういうことではないといふいろいろおっしゃるような声が聞えておりますけれども、われわれ国会議員がこういう態度を堅持しない限り、次第に往年の官僚の勢力というものがこの間隙に増大するということは、過去の歴史が明らかに証明しておるものと私は考えるわけであります。こういう態度を私は決して許さず、ほんとうにこの法案が――答弁では決して中央集権ではない、あるいは非民主的なものではないと言われても、一貫して流れる精神は絶対に容れられないようなものでなく、まさにその逆の方向に進みつつあるということをお聞きします。しかし時間もないのでございまして、この問題は一応このままにいたしておきまして、本論に入つて具体的に法案について引き続きお尋ねしてみたいと思ひます。

○小牧委員 先ほどの文部広報の問題といふあるいはまた今の選挙費の問題といふ、政府がやるのならは大抵のものによろしい、こういうような思ひ上った態度、また法治国家の法律をじゅうりんするこの態度は、与党の中ではそういうことではないといふいろいろおっしゃるような声が聞えておりますけれども、われわれ国会議員がこういう態度を堅持しない限り、次第に往年の官僚の勢力というものがこの間隙に増大するということは、過去の歴史が明らかに証明しておるものと私は考えるわけであります。こういう態度を私は決して許さず、ほんとうにこの法案が――答弁では決して中央集権ではない、あるいは非民主的なものではないと言われても、一貫して流れる精神は絶対に容れられないようなものでなく、まさにその逆の方向に進みつつあるということをお聞きします。しかし時間もないのでございまして、この問題は一応このままにいたしておきまして、本論に入つて具体的に法案について引き続きお尋ねしてみたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 言葉に拘泥するのじゃございませんが、法治国家というのはできた法律を執行する場合のことでございます。政府が立法でこういう立法をしよう、それと同時に予算案を並行して出そうという時分には、改正せんとする古い法律を基礎とするのじゃなくして、改正されるべく予期しておる法律に沿う予算を出すのでございます。これが日本の国会法の趣意で、国会法に従うことが法治主義なんです。

○小牧委員 先ほどの文部広報の問題といふあるいはまた今の選挙費の問題といふ、政府がやるのならは大抵のものによろしい、こういうような思ひ上った態度、また法治国家の法律をじゅうりんするこの態度は、与党の中ではそういうことではないといふいろいろおっしゃるような声が聞えておりますけれども、われわれ国会議員がこういう態度を堅持しない限り、次第に往年の官僚の勢力というものがこの間隙に増大するということは、過去の歴史が明らかに証明しておるものと私は考えるわけであります。こういう態度を私は決して許さず、ほんとうにこの法案が――答弁では決して中央集権ではない、あるいは非民主的なものではないと言われても、一貫して流れる精神は絶対に容れられないようなものでなく、まさにその逆の方向に進みつつあるということをお聞きします。しかし時間もないのでございまして、この問題は一応このままにいたしておきまして、本論に入つて具体的に法案について引き続きお尋ねしてみたいと思ひます。

対しまして、大臣その他は決してそうではない、こういう答弁によつて議論は大きく二つに分かれておるのであります。もちろん一つの問題に對しましては、必ず一方には賛成があり、また必ず一方には反対がある、これに当然でございます。そこで私も考えなければならぬことは、個人的に主観的にこれは中央集権ではない、あるいはまた教育の統制ではない、こういうふうな政府並びに与党の皆さんは考えられる。しかしながらそういった主観的な考え方、主観的にそう考えておるといふことは、大して問題でないと思はれております。少くとも賛成するか反対するか、これに法案に盛り込まれた内容を検討して客観的にこれが判断されなければならぬ、こういう点から法案が提案される前から、あるいは提案されてからのいろいろな各界の動きを見ると、これはもう大臣がよく御承知の通り、有名な大学の学長あるいは六百名余りの教授の方々が一緒に、教育の国家統制あるいは教育の危機を唱えておられる。また教育に關係する十四の団体が、これに對しましてあげてその逆行性を指摘し、教育の今後起るべき不幸、混乱を心配して、あくまでもこの法案には反対する、こういうような事態にあるわけであります。

○清瀬國務大臣 教育委員会の問題は、これは非常に重要な問題でございます。昨年の十一月十五日、今の自由民主党ができる以前から、自由党内におかれても、私の属しておった日本民主党内におきましてもいろいろ御議論がありました。ただ一致した点はない、今日のままだはないといふこととあります。これは重要なことといひまして、党内で、文教委員の方々、また特別に文教問題を討議する機関もございまして、政策審議会にもはかりましたし、総務会にも諮りましたし、最後に代議士会等にも検討を願つ

○小牧委員 先ほどの文部広報の問題といふあるいはまた今の選挙費の問題といふ、政府がやるのならは大抵のものによろしい、こういうような思ひ上った態度、また法治国家の法律をじゅうりんするこの態度は、与党の中ではそういうことではないといふいろいろおっしゃるような声が聞えておりますけれども、われわれ国会議員がこういう態度を堅持しない限り、次第に往年の官僚の勢力というものがこの間隙に増大するということは、過去の歴史が明らかに証明しておるものと私は考えるわけであります。こういう態度を私は決して許さず、ほんとうにこの法案が――答弁では決して中央集権ではない、あるいは非民主的なものではないと言われても、一貫して流れる精神は絶対に容れられないようなものでなく、まさにその逆の方向に進みつつあるということをお聞きします。しかし時間もないのでございまして、この問題は一応このままにいたしておきまして、本論に入つて具体的に法案について引き続きお尋ねしてみたいと思ひます。

は廃止したらどうか、こういうような考え方もあつたように聞いております。あるいはまた県教育委員会は、ちょうどこの案にあるように任命制にして、原案送付権を削除する、そうして地教委はこれを廃止する。今日までの法案がでる上までにはいろいろな議論が与党内においてもあつたといふことを私は聞いておるのであります。が、そういういろいろな意見の中に、新聞紙の報ずるところによりますと、清瀬文部大臣が、存廃両論を取り入れてその中間案をとつて、そうして現在のようない地方教育委員会を存続する、もとより県教育委員会もそうであるが、そうして両方ともこれを任命制にする、こういう現在の法案ができたとき新聞紙は報じておりますが、今申し上げたようないろいろな変遷――最初には県教育委員会は現状維持でいい、地方教育委員会は廃止しよう、こういうような説もあつたと聞いておりますが、なぜ今回のような案になったのか、その点の経過について大臣から承わりたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 教育委員会の問題は、これは非常に重要な問題でございます。昨年の十一月十五日、今の自由民主党ができる以前から、自由党内におかれても、私の属しておった日本民主党内におきましてもいろいろ御議論がありました。ただ一致した点はない、今日のままだはないといふこととあります。これは重要なことといひまして、党内で、文教委員の方々、また特別に文教問題を討議する機関もございまして、政策審議会にもはかりましたし、総務会にも諮りましたし、最後に代議士会等にも検討を願つ

○小牧委員 先ほどの文部広報の問題といふあるいはまた今の選挙費の問題といふ、政府がやるのならは大抵のものによろしい、こういうような思ひ上った態度、また法治国家の法律をじゅうりんするこの態度は、与党の中ではそういうことではないといふいろいろおっしゃるような声が聞えておりますけれども、われわれ国会議員がこういう態度を堅持しない限り、次第に往年の官僚の勢力というものがこの間隙に増大するということは、過去の歴史が明らかに証明しておるものと私は考えるわけであります。こういう態度を私は決して許さず、ほんとうにこの法案が――答弁では決して中央集権ではない、あるいは非民主的なものではないと言われても、一貫して流れる精神は絶対に容れられないようなものでなく、まさにその逆の方向に進みつつあるということをお聞きします。しかし時間もないのでございまして、この問題は一応このままにいたしておきまして、本論に入つて具体的に法案について引き続きお尋ねしてみたいと思ひます。

○清瀬國務大臣　まず第一に、こういう合議制の機關をこさえた方が、全部廢してこれを市町村長の單獨担任機關とするよりはいい、こういうことが第一であります。それゆえに、わが国では戦前はなかったことであります。が、合議機關たる執行機關でございます。さつきあなたは諮問機關とおっしゃいましたが、これは執行機關であります。日本では珍らしいことではあるが、複數合議制の執行機關を置く、すなわち安定をはかるためであります。しからば複數機關は選挙によるかよらないかという問題になりますと、直接選挙によることはかえって中立を害する場合があり得る。全員または半数以上一つの党派が独占をしたときを想像してみると、教育の中立制という点に害があるから、そこでやはり政党の所

から従属しているものではない、こういうようなことでございます。なるほど初めからは従属しておらないかもしれないが、結局は従属するものである。そうなると、従来の教育委員会

する。こういうふうになっておるわけですが、まず第一に原案送付権の問題であります。

今日の教育委員会は、御承知のように県議会や市町村議会に対して、原案

三氏は、そういった意向を受けて、閣議において今申し上げたようなことを説明して、ついに松村前文部大臣の努力によって、ひとまずあのときは教育委員会から原案送付権を削除すること

は、教育委員会の意見を聞かなければならぬ、こういう義務をつけておるのではありません。その方が調整和合の道にかなない、日本の国の教育をよくするゆえんであらうとわれわれは考えまし

て、本案を提案したのであります。

○小牧委員 午前中の高津委員の質問の際にも、よく調和ということをつたひたが申され、今もまた申されるのであります。ほんと調和ということをお考え、また民主的な調整ということをお考えならば、先ほど申し上げました通り、私も県議会でもちょうど中間にあって、その調整の役に当った体験がございますが、まず原案を作る前に、教育委員七名の方が、この案に賛成するか反対するかいろいろ論議をなされた結果、教育委員会の原案というものが出て参る。結局は教育委員会自体で十分民主的に話し合ひをした結果、教育委員会の案というものがまとまって、そうしてこれを県当局なり市町村当局に送付する。そうすると知事なり市町村長と教育委員会との間に、そこいらいろいろ折衝が展開される。その折衝もあくまでも民主的に教育委員会と行政の首長との間に調整が行われる、そうしてこれが県議会なりあるいは市町村議会に提案されて参る。もちろんその過程において、今おっしゃいました通り、全然どこにもいざこざがない、摩擦がないとは申しません。なるほどまだ県教育委員会ができてから六、七年、市町村の教育委員会ができてからまだ三年ぐらいいしかたっておりません。まだまだその成長発達は今後に待たなければならぬ点が多いと考へておりますが、今そういうふうなものがあるからといって、調和という言葉を使われまされども、行政の首長が任命する権限を持つておる、行政の首長が任命した教育委員と行政の首長が話し合ひをする場合に、何としても行政の首長の優位性、その

権力による介入というものが無いという事は断じて言えないと私は考へております。今でさえも、原案送付権があつても、なかなかこれを聞き入れない、従つて県教育委員会は常に苦境に立つておる。市町村教育委員会も同じようでありま。行政の首長も教育委員会の方々も、今おっしゃる通り教育を悪くしようと思つておる者は一人もおらない。しかしそこにやはり意見が合わない場合がある。そういたしますと、やはり権力のある方に弱い方は従つていかなければならない。こういうような方向へ今の教育委員会を切りかえていこうということは、これは明らかに今まで民主的にできておつた教育委員会に権力が介入して、権力によつてこれを解決していこう、言葉はなるほど調和という言葉を使われまされども、いゝろんないざこざがあつた場合に権力によつてこれを解決していこう、なるほどこの考へ方は手取り早い考へ方であるかもしれない。極端にいいますと民主主義よりも独裁、これが最も手取り早い。しかしながら今日そういうことは決して許さるべきものではないのであつて、いろいろな摩擦があり紛争がある場合に、これを調和する場合に、権力の介入による解決の方法をとらずして、むしろ逆にあくまでも話し合ひによつて民主的に解決していく、この方向をとるのが私は正しい民主化の方向であると思つておりますが、大臣の考へ方は一貫してそういう場合には権力を持つ立場にある人がこれを解決するという方向になると考へますが、大臣のお考えをお伺ひいたします。

○清瀬國務大臣 小牧さんは県の行政

または教育等についてみずから御経験をお持ちになつて、二本立て予算の場合にはその中間にあつて和合の道を講じて下さつたということで、小牧さんのような方がある場合は非常にいいのであります。そういう人がなかつたら今までの制度では県会議員は県会議員で突つぱり、教育委員会は教育委員会で突つぱる。それでにっちもさつちもいかぬという場合があります。また数県ありました。それよりもむしろそういう案を出す前には、教育委員会と県との間に和合調和をはかつて一本で出す。一本で出しましても県会には修正権もあるのではありませんから、最も正しいもの、少くとも最も正しいと自分で考へておるところに結末はいくのであります。優位性とおっしゃるが、この案では権限が違つておりまして、二十三条に書いてある広い権限を教育委員会が持ち、教育に關してはむしろ町村長の方が狭い権限を持つておるのであつて上下の考へはありませぬ。どつちも並行して自治体たる、公共同体たるものの機関でございます。これでうまく運営ができると私も信じておるのです。多数の私ども友人が——友人というのは代議士でありませんが、参議院議員も寄つて各方面から検討に検討を加えて、ある場合は深更に至るまで考へて、これが一番いいという信念を固め得たのでこれを提案したのでございます。

○佐藤委員長 ただいま本会議が開会されましたので、本日の質疑はこの程度とし、次会は明日午前四時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後三時十五分散会